

○関東地方整備局告示第二百三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和六年七月十八日

関東地方整備局長 岩崎 福久

第 1 起業者の名称 埼玉県

第 2 事業の種類 一般国道 254 号改築工事（和光富士見バイパス・埼玉県朝霞市大字上内間木字川袋地内から同市大字上内間木字厩尻地内まで、同市大字宮戸字北井房地内及び志木市下宗岡二丁目地内）

第 3 起業地

1 収用の部分 埼玉県朝霞市大字上内間木字川袋、字八剣及び字厩尻、大字浜崎字新河岸川通並びに大字宮戸字北井房地内

埼玉県志木市下宗岡二丁目地内

2 使用の部分 埼玉県朝霞市大字上内間木字川袋及び大字浜崎字新河岸川通地内

第 4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第 20 条第 1 号の要件への適合性

申請に係る事業は、埼玉県和光市新倉六丁目地内の松ノ木島交差点から同県富士見市大字下南畑字乗越地内の下南畑交差点までの延長 6,850 m の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道 254 号改築工事（和光富士見バイパス・埼玉県朝霞市大字上内間木字川袋地内から同市大字上内間木字厩尻地内まで、同市大字宮戸字北井房地内及び志木市下宗岡二丁目地内）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条第 2 号に掲げる一般国道に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

2 法第 20 条第 2 号の要件への適合性

本件事業は、道路法第 13 条第 1 項の指定区間外の区間であり、また、起業者である埼玉県は、同法第 74 条の規定による認可に代えて、本件事業について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 6 条の規定による交付決定を受けており、既に本件事業を開始していることなどの理由から、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

3 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

（1）得られる公共の利益

一般国道 254 号（以下「本路線」という。）は、東京都文京区を起点とし、埼玉県川越市、群馬県藤岡市等の主要都市を経由して、長野県松本市に至る延長 251.9 km の主要幹線道路である。

埼玉県内における本路線は、東京都境に位置する和光市から、朝霞市、新座市、富士見市、川越市、東松山市及び本庄市等を南北に縦貫しており、県内の産業、経済、観光、社会、文化及び生活における重要な役割を果たしているとともに、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき策定された埼玉県地域防災計画において、第一次特定緊急輸送道路に指定されている重要な路線である。

また、本路線は和光市内で高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線（以下「外環道」という。）へ接続しているほか、所沢市内で高速自動車国道関越自動車道新潟線（以下「関越道」という。）とも接続しており、高速自動車国道へのアクセス道路としても機能している。

しかしながら、埼玉県和光市中央一丁目地内の理化学研究所西門交差点から同県新座市中野地内の英インター交差点までの延長 7,100m の区間（以下「現道」という。）は、地域住民による日常生活上必要不可欠な地域内交通と外環道や関越道へのアクセス等の主要都市間を移動する通過交通とがふくそうしていることから、朝夕の通勤時間帯を中心に交通混雑が発生している状況にある。

令和 3 年度全国道路・街路交通情勢調査によると、現道の自動車交通量は、朝霞市膝折町 2-9-18 地内で 38,831 台/日であり、混雑度は 1.43 となっている。

本件事業の完成により、本件区間が現道の通過交通等を分担することで、現道の交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

（２）失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が令和 4 年 10 月に同法等に準じて任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施したところ、大気質等については、環境基準等を満足するとされており、騒音については、環境基準等を超える値がみられるものの、遮音壁の設置により環境基準等を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

また、上記の調査によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠＡ類として掲載されているカワコザラ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているコアジサシ、ミナミメダカ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観

点から重要な種が、植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているノカラムツ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種がそれぞれ確認されている。

本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから、影響はない若しくは軽微であると予測されている。

加えて、起業者は、今後工事による改変区域内及びその周辺の土地でこれらの種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

このほか、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が1箇所存在するが、発掘調査が完了しており、記録保存を含む適切な措置が講じられている。

なお、今後、工事施工中に遺跡等が発見された場合は、起業者は、埼玉県教育委員会と協議の上、適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

（３）事業計画の合理性

本件事業は、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第4種第1級の規格に基づき、4車線の道路をバイパス方式により整備する事業であり、その事業計画は道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、和光市区間については平成28年12月27日付けで変更決定された都市計画と、朝霞市区間については平成28年12月27日付け、令和4年9月20日付け及び令和5年10月6日付けで変更決定された都市計画と、志木市区間については平成28年12月27日付けで変更決定された都市計画と、一部区間の幅員を除き基本的内容について、それぞれ整合しているものであ

る。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、本路線沿線の自治体の長等からなる一般国道254号和光川越間バイパス建設促進期成同盟会から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全

て充足すると判断される。

第 5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所

埼玉県朝霞市役所

埼玉県志木市役所

第 6 収用又は使用の手続が保留される起業地

埼玉県朝霞市大字上内間木字八剣及び字厩尻並びに大字宮戸字北井房地内

埼玉県志木市下宗岡二丁目地内